

令和4年3月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和4年3月18日開会

丸亀市農業委員会

令和4年3月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和4年3月18日（金） 午前9時30分～午前10時20分

開催場所 丸亀市役所 本館2階201・202会議室

出席委員 14人

農業委員 14人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 葛原 忠嗣 | 11. 松岡 繁 | 15. 大林 孝行 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 大口 年昭 | 12. 平池 收 | 16. 松下 孝江 |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 13. 谷本 公紀 | |
| 5. 横井 英明 | 10. 松岡 正雄 | 14. 登倉 賢仁 | |

欠席委員 2人

農業委員 2人

1. 大西 貴久
9. 久米 彰義

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸
事務局次長 大西 良明
主 査 岩崎 正英
副主任 山根 大雅
主 任 中山 弘美

その他の出席者

農林水産課 栗岡 宏樹

議事日程

農政に関する議題

1. その他

報 告

1. 定例農家相談会の開催結果について

2. その他

土地に関する議題

議案第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第18号 農用地利用集積計画の決定について

議案第19号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

議案第20号 許可後の事業計画変更申請について

議案第21号 許可後の承継を伴う事業計画変更申請について

報 告

報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

令和4年3月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時30分 開会

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。皆さん、おはようございます。定刻が参りましたので、ただ今から令和4年3月の農業委員会定例総会を開会いたします。それでは本日、机の上にお配りいたしています資料の確認をお願いします。まず①総会の次第（裏面に定例農家相談会の開催結果と次回の日程）、②農政情報です。それでは、活動記録簿を出してください。本日の総会出席も忘れずに、お隣と確認しながら出席の記載をお願いいたします。持参されていない方は、帰宅後、記入をお願いいたします。次に、携帯電話は電源を切るかマナーモードをお願いします。それでは、会長よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） 久しぶりの雨になりました。早明浦ダムの貯水率が50%を切っているのも、恵みの雨になればと思っています。お忙しい中、総会にご出席をいただきまして、どうもありがとうございました。昨日の日本農業新聞に東大名誉教授の養老孟司の記事が載っていました。農業の担い手は年寄りばかりってことになっていますが、農業をやっている年寄りが長生きしているということでしょうと書いていました。考え方を反対にして、ジムに通わなくても、普段の日常生活と体の動きを結び付けければいい。一方で、東京なんかは、食料自給率が1%で、直下型地震が来たら、物流が止まってアウトだということでした。それからNHKで食卓の危機というテーマで討論を行っていました。今、世界情勢は非常に混沌としています。異常気象、コロナ、また戦争とか本当に予測できないような状況の中で、農産物はお金さえ出せば、いつでも外国から買えるという、そういう時代ではなくなったということを言っていました。食料安全保障というのをよく耳にしますけれども、自給率の向上というのが急務だと思っています。しかし、貿易の自由化等によりまして、非常に価格が低迷している中で、もう農業者の努力だけでは限界があります。農家もボランティアでは、農業はやりません。消費者も、安いものもいいという発想を転換しなければならない時期だと言われています。

本日の出席委員は14人で過半数の方が出席されていますので、総会が成立していますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、14番登倉委員と15番大林副会長にお願いいたします。

それでは農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。本日の農政に関する議題として、議題1その他として、「実質化された人・農地プランの変更」についてです。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 「実質化された人・農地プランの変更」について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課（栗岡宏樹君） 農林水産課栗岡です。「実質化された人・農地プランの変更」について、資料をご用意ください。説明に先立ちまして、2点ご報告いたします。

一点目は、丸亀市主食用米生産臨時支援金として、急遽、令和3年分主食用米を作付けされた方に、一反あたり1万円という支援金を支払うということを実施することになりまして、各農家にご案内いたしました。状況をご報告いたしますと、本日時点で、対象2,500件のうち1,300件弱の受付を完了していきまして、第1回の振込を3月22日に実施いたします。5月31日まで申請を受付していますので農業委員に何か証明をお願いしたい方がいましたら、ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくをお願いします。

二点目は、令和4年営農計画書の書類を、14日月曜日に郵便局に持ち込みまして、各農家に配布されています。そちらもお手数ですが、説明文書に従って、ご提出をよろしくをお願いします。

それでは議題の「人・農地プランの変更」について、報告いたします。今回、資料の下に書いていますが、令和3年6月30日付で公開している「人・農地プラン」の中心経営体について、それ以降の認定農業者になられた方、それから、集落営農から農事組合法人等に変更された方の変更を反映させるものです。書類で説明されていませんが、属性のところで、「認農」は認定農業者、「認就」は認定新規就農者、「認農法」は認定の農事組合法人、「集」は集落営農組織です。今回、追加された方が8件、「消去」とあるのが認定農業者から次の更新をされなかった方が2件、それから「属性変更」、認定新規就農者から認定農業者になられたとか、集落営農から農事組合法人に変更されたなどが3件、面積変更を行ったのが3件となっています。中心経営体としては、6件、追加いたします。農地プランの変更につきましては、意向調査、地図化、話し合い、検討会の段取りを踏む必要があります。今回、中心経営体の変更については、話し合いと検討会をするとされていますが、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえまして、話し合いを農業委員、農地利用最適化推進委員への報告に代えさせていただきます。検討会は、地域農業再生協議会の場を利用しまして、関係機関と協議していただくことにしています。年度内に変更後のプランを公表、また県・国への報告を計画しています。以上です。ご意見ありましたらよろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 説明は終わりました。ご質問等はありませんか。

●農業委員（大口年昭君） 7番大口です。この経営作目の中にはないのですが、オリーブ生産拡大加速化支援事業があるのですが、これ以外の方にも対象になっていますか。400万円あまり予算があります。

●農林水産課（栗岡宏樹君） 令和4年度予算のお話ですね。今回、オリーブ生産拡大の事業を利用される方につきましては、今のところ認定農業者の申請を受けていません。検討中ということで伺っています。認定農業者等を申請されまして経営農地を拡大される方向がつかましたら、中心経営体に新たに追加したいと思えます。

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。「人・農地プラン」については、国会に新しいプラン、地域計画というそうですが、そういう法案を提出されているようです。新聞情報しか知りませんが、10年先に一筆ごとの農地を誰が耕作するのかというのを指定する。それを地域の座談会で話し合っ、誰が耕作するかという

のを決めるのですが、それを農業委員会と農地機構がやって、それに基づいて、この計画を作るということだと思うのですが、栗岡さん、教えてください。

●農林水産課（栗岡宏樹君） はい。「人・農地プラン」の新しい方法につきましては、新聞報道ぐらいしか情報はありません。年度末にかけてWeb会議で周知されるように聞いています。

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。法案が通ったら3年計画ぐらいで取り組むということなので、農業委員、推進委員に負担がかかると思っています。全国農業新聞、日本農業新聞でもよく載っていますので、関心を持っていただきたいと思います。なんかあるのですか。

●事務局長（小西裕幸君） ただいま会長が言われましたことに補足いたします。名前は「目標地図」といって、会長がおっしゃったように、10年後、誰がその土地を耕作するかということについて、一筆ごとに、その耕作予定者を充てていくという計画を作ってくださいということです。3年計画で、まず1年目は周知、それから残りの2年で、だんだん人を充てていく。そのときに、農地機構の情報等をいただいて活用して計画を作ってくださいという話を聞いています。それで、計画を誰が作るかということですが、国は農業委員会の、特に農地利用最適化推進委員にお願いしたいと考えられていると聞いています。以上です。

●会長（松岡繁君） 特に無いようでしたら、この件につきましては、計画変更させていただくということにしたいと思います。栗岡さん、どうもありがとうございました。

その他の議題はありませんか。

●事務局長（小西裕幸君） その他はありません。

●会長（松岡繁君） それでは報告連絡事項に移ります。報告1「定例農家相談会の開催結果」について、事務局から報告いたします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。前回の農家相談開催結果を報告いたします。飯山総合センター開催分は、2月28日月曜日、登倉委員で、市役所本庁開催分は3月7日月曜日、石井委員で、綾歌市民総合センター開催分は3月10日木曜日、平池委員で、それぞれ9時から11時まで行いましたが、相談はありませんでした。次に、次回の農家相談会の開催予定についてお知らせします。飯山市民総合センター開催分は、3月28日月曜日、大林副会長で、市役所本庁開催分は4月5日火曜日、横井委員で、綾歌市民総合センター開催分は、4月11日月曜日、久米委員の担当で、それぞれ9時から11時までとなっています。「農家相談の手引き」をお持ちの上、ご出席よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようです。

その他の報告事項事務局ありましたらお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） その他はありません。

●会長（松岡繁君） それでは続いて、農地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 本日の土地に関する議題について、

議案第15号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、

議案第16号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、

議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、

議案第18号「農用地利用集積計画の決定について」、

議案第19号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」、

議案第20号「許可後の事業計画変更申請について」、

議案第21号「許可後の承継を伴う事業計画変更申請について、

報告といたしまして、

報告第6号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、

報告第7号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議案第15号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より、議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。それでは、議案の1ページをご覧ください。位置図と一緒に、ご審議よろしくお願ひします。議案第15号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は3件です。

1番、飯野町西分・・・面積900.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2番、綾歌町岡田上・・・面積829.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

3番、綾歌町岡田上・・・面積132.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

以上3件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地

の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると思込まれる全部効率利用要件、また、農作業について従事すると思込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止事項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えています。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、採決をいたします。議案第15号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から3番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に異議ないようですので、本案件3件につきましては、原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第16号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 続いて2ページをお開きください。議案第16号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は3件です。

1番、津森町・・・面積23.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に進入路の造成整備を図るものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

2番、山北町・・・合計面積743.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に共同住宅2棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、飯山町東坂元・・・合計面積457.31㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に農業用倉庫の建築整備を図るものです。申請地は第一種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

以上3件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議

よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、採決をいたします。議案第16号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から3番の案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、本案件3件は許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することにいたします。

次に、議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 3ページをお開きください。議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は17件です。

1番、津森町・・・合計面積1,163.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲3区画及び事業用地1区画の造成整備を図るものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

2番、金倉町・・・合計面積816.25㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、事務所兼自己住宅1棟の建築整備を図るものですが、この申請地は、昭和50年ごろから、隣接する宅地と一体利用してきました。今回、当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知った申請者によって、併せて無断転用の解消を図るものです。また、申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、金倉町・・・合計面積1,033.29㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅6棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年2月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4ページをお開きください。

4番、金倉町・・・合計面積1,935.90㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、福祉施設1棟の建築整備を図るものです。申請地は一部農用地区域内農地ですが、令和3年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5番、川西町南・・・面積 371.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年6月に、農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番、川西町南・・・合計面積 904.40 m² 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5ページをお開きください。

7番、三条町・・・面積 252.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8番、原田町・・・合計面積 562.47 m² 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、住宅1棟の建築及び駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。なお、本案件は議案第21号に関連します。

9番、原田町・・・合計面積 515.57 m² 【議案読み上げ】

この申請地は、昭和62年頃から農地を造成し宅地と一体利用してきました。今回、当該地について、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、所有権移転を行い、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10番、垂水町・・・面積 0.42 m² 【議案読み上げ】

この案件は、令和14年2月24日までの一時転用として、使用貸借権の権利設定を行い、借人が営農型太陽光発電設備を設置するものです。なお、この案件は、農地の上部にパネルを設置することから、パネルを支える杭部分、並びに、地面に設置されるパワコン部分のみが転用面積となります。令和元年2月に一時転用許可になって今回更新ということになります。申請地は、農用地区域内農地ですが、営農型太陽光発電設備の一時転用ということで、転用できるものと考えます。

6ページをお開きください。

11番、中府町四丁目・・・合計面積 802.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲3区画の造成整備を図るものです。申請地は第一種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

1 2番、綾歌町栗熊西・・・合計面積 560.03 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 3番、綾歌町富熊・・・面積 1,159.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定地5棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7ページをお開きください。

1 4番、綾歌町富熊・・・面積 766.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、住宅兼貸事務所1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 5番、飯山町下法軍寺・・・合計面積 4,051.42 m²【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、店舗1棟の建築整備を図るものです。申請地は、一部農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8ページをお開きください。

1 6番、飯山町西坂元・・・面積 0.56 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和14年2月24日までの一時転用として、使用貸借権の権利設定を行い、借人が営農型太陽光発電設備を設置するものです。なお、この案件は、農地の上部にパネルを設置することから、パネルを支える杭部分、並びに、地面に設置されるパワコン部分のみが転用面積となります。令和元年2月に一時転用許可になって今回更新ということになります。申請地は、農用地区域内農地ですが、営農型太陽光発電設備の一時転用ということで、転用できるものと考えます。

1 7番、飯山町真時・・・合計面積 475.86 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上17件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

●農業委員（平池收君） 太陽光発電で、令和14年を過ぎたら、どうなりますか。また、延長するのですか。

●事務局長（小西裕幸君） 太陽光発電は一時転用になりますので、以前は3年でしたが、その決まりが変わりまして、営農する方が認定農業者等であれば10年間に変わったと聞いています。それで一時転用の期間が終わりましたら、また今回と同じように、更新の手続きが必要となります。以上です。

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。それではないようでございますので、採決をいたします。議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から17番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」17件は、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することにいたします。

続きまして、議案第18号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 9ページをお開きください。議案第18号「農用地利用集積計画の決定について」です。9ページから47ページにかけて記載しています。

申請件数は、合わせて69件、筆数171筆、面積156,894.24㎡となっています。詳細は表の通りです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を全て満たしているものであり、問題ないものと考えます。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、議案第18号「農用地利用集積計画の決定」について、69件の各本件につきましては、原案通り処理していくことにいたします。

次に、議案第19号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 続いて、48ページをお開きください。議案第19号「農用地利用配分計画

(案)の意見聴取について」です。詳細は、記載の通りで、農地機構から認定農業者への貸付であります。配分計画案としては、要件を満たしているものであり、問題ないものと考えております。ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようなので、議案第19号「農用地利用配分計画（案）の意見調書について」は、農業委員会として異議のない旨回答いたします。

続いて、議案第20号「許可後の事業計画変更申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 49ページをお開きください。第20号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は2件です。

1番、柞原町・・・面積577.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成30年1月17日、分譲住宅3棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により2年工期を延長するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。

2番、飯山町西坂元・・・合計面積2,209.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成30年10月19日、分譲住宅8棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により2年工期を延長するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。以上、ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、議案第20号「許可後の事業計画変更申請について」は許可相当として、委員会意見書を添付の上、県に進達することにいたします。

続いて、議案第21号「許可後の承継を伴う事業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 50ページをご覧ください。議案第21号「許可後の承継を伴う事業計画変更申請について」です。案件は1件です。

1番、原田町・・・面積300.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成23年9月28日、申請地に住宅1棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、このたび転用者が権利を承継し、5条申請を行うため、変更申請が提出されました。事業計画に変更はありません。なお、本申請は先ほど議案第17号第8番で説明をいたしました。以上、ご審議よ

ろしく願います。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、本案件につきましては、許可相当として委員会意見書を添付の上、県へ進達することにいたします。

それでは報告事項に移ります。報告第6号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、報告第7号「農地法第18条6項の規定による通知確認について」は一括して事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君） 51ページをお開きください。報告第6号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」です。報告は2件です。

1番、本島町大浦・・・合計面積590.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年7月27日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

2番、飯山町東坂元・・・合計面積6,529.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成31年1月21日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

52ページをお開きください。報告第7号「農地法第18条6項の規定による通知確認について」です。

1番、垂水町・・・合計面積3,182.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、自作目的による残存小作の解消のため、賃貸人主導により、離作補償をした上で、合意解約するものです。

2番、飯山町西坂元・・・面積1,068.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、農業廃止のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約をするものです。報告は以上です。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告事項について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようです。報告事項終わります。以上で、3月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了しました。これをもって閉会といたします。最後に事務局から連絡事項を申し上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。来月の定例総会等の開催日程についてお知らせします。まず、現地調査ですが、農地転用等の申請の締切が、4月5日火曜日となっています。現地調査につきましては、先月に送った日程表と1日ずれて申し訳ありませんが、4月8日金曜日でお願いいたします。関係される委員には、6日水曜日に連絡いたしますので、予定を空けておいてください。

また、来月の定例総会は4月20日水曜日午前9時半から、この会場で開催いたします。忙しい時期ですが、全員のご出席をお願いいたします。

最後に、農業委員会の活動記録簿、苦情等の対応をしていただいたら、その活動報酬の請求ということでA4の横書きで提出いただいている申請書ですけど、そちらの提出がある方は、早急に農業委員会事務局か綾歌・飯山の各市民総合センターへご提出ください。遅れますと、年度の支払いに影響しますので、もしもありませんでしたら、この会の後でも構いませんし、そのあと早急に各事務所へ提出をお願いします。連絡は以上です。本日はどうもありがとうございました。

(午前10時20分終了)